

こんなときは

交通事故にあつて、保険証で病院にかかりましたが…

# 健保組合 にすぐにご連絡ください!

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合、保険証を使わずに病院にかかることもできますが、健保組合に届け出を行うことにより、保険証を使うこともできます。保険証を使う場合には、健保組合にすぐ届け出てください。

## たとえばこんなときが「第三者行為」にあたります

- 自動車事故でケガをしたとき
- 自転車にぶつけられてケガをしたとき
- 他人のペットにケガをさせられたとき
- 暴力行為を受けてケガをしたとき
- 外食して食中毒になったとき


## すみやかに「第三者行為による傷病届」を提出してください

第三者の行為によって発生した医療費は、加害者が負担すべきものです。保険証を使って病院にかかった場合、健保組合は一時的に立て替えた医療費を、後日、加害者（または加害者が加入する保険会社）に請求します。この請求に「第三者行為による傷病届」が必要ですので、できるだけすみやかに提出してください。このほか必要書類については、健保組合にご相談ください。


## 車同士の事故、自損事故、自転車事故も、届け出をお願いします

車同士の事故でケガをしたとき、自損事故でケガをしたとき、自転車事故でケガをしたとき、いずれも保険証を使って病院にかかった場合には健保組合にご連絡ください。


## 交通事故にあつたら

- 


### 1 安全を確保

必要な場合は救急車を呼びます。軽い負傷でも、早めに医師の診察を受けましょう。
- 

### 2 警察に連絡

小さな事故でも必ず警察に届け出を。後日、交通事故証明書が必要になります。
- 

### 3 加害者を確認

住所、氏名、電話番号、車検証、強制保険と任意保険の保険会社を確認しておきます。事故の目撃者がいれば、その方の連絡先も聞いておきましょう。
- 

### 4 健保組合へ連絡

保険証を使って治療を受ける場合は、必ず連絡してください。

## 示談は慎重に

示談が成立してしまうと、健保組合が加害者に費用を請求できなくなることがあります。示談する前に健保組合にご相談ください。

※通勤中や業務上のケガは、交通事故も含めて健康保険は使えません。労災保険が適用されますので、職場の担当者に連絡して治療を受けてください。